

2020年6月9日

株 主 各 位

大阪府四條畷市中野新町10番20号

株式会社 **トーアミ**

代表取締役社長 北川芳仁

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会におきましては、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することをお勧めしておりますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2020年6月26日（金曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 大阪府四條畷市中野新町10番20号 当社本社3階会議室  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第81期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第81期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |

### 【ご来場自粛のお願い】

本総会におきましては、新型コロナウイルス感染症による集団感染のリスク回避の観点から、当日のご来場は原則お控えいただき、書面による議決権行使をご検討ください。なお、お土産につきましても同趣旨に鑑み、ご用意いたしませんので、予めご了承の程よろしくお願い申し上げます。

## 決議事項

### <会社提案：第1号議案から第3号議案まで>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

### <株主提案：第4号議案から第7号議案まで>

第4号議案 定款の新設の件

第5号議案 剰余金の処分の件

第6号議案 取締役2名解任の件

第7号議案 会計監査人（ネクサス監査法人）解任

## 4. 議決権行使についてのご案内

書面によって議決権を行使いただくためには、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限である2020年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

本総会におきましては、上記のとおり株主提案がなされており、その内容は後記の株主総会参考書類の第4号議案から第7号議案までに記載しておりますが、取締役会としてはこれらの議案に反対しております。

議決権行使書による議決権行使の際に、各議案について賛否のご表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第3号議案まで）については「賛成」、株主提案（第4号議案から第7号議案まで）については「反対」のご表示があったものとして、お取扱いいたします。

また、株主提案の第5号議案は、会社提案第1号議案と両立しないため、「賛成」のご表示はいずれか一方に行ってください。

両議案ともに「賛成」のご表示をされた場合は、いずれも無効としてお取扱いいたします。

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toami.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対応に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本総会につきましては、役員および運営スタッフはマスク着用にて対応させていただき、円滑な議事進行を検討いたします。お土産につきましても同趣旨に鑑みご用意いたしませんので、あらかじめご了承ください。

また、感染予防のため、会場入口にアルコール消毒液を設置するとともに、会場内における株主様の座席間隔を拡げることから、例年より座席数が減少する見込みです。座席数を上回るご来場がある場合、ご入場いただけないことも想定されますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご用意できる座席数が限られご不便をおかけいたしますが、特に、株主の皆様  
の安全を第一に確保する観点から、本年につきましては株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を強くお願い申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、特に慎重にご判断ください。

書面による議決権行使につきましては、同封の議決権行使書および招集通知2ページをご参照ください。

なお、当日ご来場の株主様におかれましては、本総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認の上ご来場いただき、入場時のアルコール消毒液による手指の消毒と、場内でのマスク着用についてご協力くださいますようお願い申し上げます。また、会場にて体調不良と見受けられる方には、運営スタッフよりお声掛けさせていただくことがございます。

株主の皆様におかれましては、安全を最優先に、何卒ご理解をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

---

本総会当日までの感染状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toami.co.jp>)にてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により、内需は緩やかな回復を維持しましたが、前年度に引き続き自然災害が多発し、中国景気の減速などにより輸出関連産業が停滞したほか、消費増税による個人消費への影響もあり、景気後退感が強まりました。また、米中貿易問題や英国のEU離脱に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大などが相まって、景気の先行きが一段と不透明になっております。

当社グループの主な事業分野である建設・土木業界におきましては、公共投資は堅調に推移しましたが、民間設備投資や住宅建設投資は慎重な動きが見られたことから、当社製品の市場環境としては力強さに欠ける状況が続きました。

このような環境において当社グループは、建設投資全般における鉄筋需要にやや伸びを欠いたものの、顧客のニーズに沿った商品供給、きめ細かなサービスの向上に努めた結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、130億79百万円（前年同期比3.0%増）となりました。

損益面におきましては、物流費の高騰などのマイナス要因はあったものの、販売価格の改善及び比較的安定して推移した国内外の原材料価格がスプレッドの改善に寄与したことから、営業利益は2億91百万円（前年同期は営業損失28百万円）となり、ベトナム国内のワイヤーメッシュ市況低迷の影響により、持分法適用関連会社の業績が悪化し、持分法による投資損失99百万円、当該関連会社への貸付金に対する貸倒引当金繰入額33百万円を計上しましたが、為替差益等を計上したことにより経常利益は2億47百万円（前年同期比528.1%増）となりました。また、土地収用による特別利益等を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2億15百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失72百万円）となりました。

当社グループの売上高を品目区分別に示すと、次のとおりであります。

区 分	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期 (2020年3月期)	前 期 比 増 減	
	金 額	金 額	金 額	増減率
土 木 建 築 用 資 材	千円 12,696,687	千円 13,079,664	千円 382,977	% 103.0
合 計	12,696,687	13,079,664	382,977	103.0

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は251百万円で、主に製造設備の更新、改良を実施しました。

③ 資金調達の状況

当事業年度に増資あるいは社債発行、長期借入金等、特別の資金調達は実施しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期 (2017年3月期)	第79期 (2018年3月期)	第80期 (2019年3月期)	第81期 (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	11,192,599	11,808,568	12,696,687	13,079,664
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	351,530	△31,724	39,352	247,152
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) (△は純損失)	339,276	△61,878	△72,523	215,612
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	55.16	△10.04	△11.73	34.78
総 資 産 (千円)	14,606,186	14,885,886	15,232,181	15,100,178
純 資 産 (千円)	11,023,849	10,758,775	10,522,008	10,595,115
1株当たり純資産額 (円)	1,792.19	1,743.68	1,700.73	1,707.64

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第78期 (2017年3月期)	第79期 (2018年3月期)	第80期 (2019年3月期)	第81期 (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	9,893,130	10,346,899	11,107,507	11,491,187
経 常 利 益 (△は経常損失) (千円)	291,673	△43,602	123,701	319,756
当 期 純 利 益 (△は純損失) (千円)	300,837	△67,521	27,386	106,846
1株当たり当期純利益 (△は純損失) (円)	48.91	△10.96	4.43	17.24
総 資 産 (千円)	12,785,180	12,698,701	13,048,599	12,960,775
純 資 産 (千円)	10,432,563	10,154,676	10,073,718	10,045,834
1株当たり純資産額 (円)	1,696.06	1,645.77	1,628.27	1,619.11

### (3) 重要な子会社の状況

#### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
住倉鋼材株式会社	50,000千円	100.00%	土木建築用資材（溶接金網、フープ等）の製造販売

#### ② その他の重要な企業結合の状況

SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANY を持分法の範囲に含めております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、将来的に国内の少子高齢化及び人口減少などが進行することにより、建設業界全体における建築需要が鈍化し、さらに現在の建設現場においても人手不足が顕著となり、建築工法の経済性や工期の短縮、労務費の抑制が重視され、耐震性に優れた高層建築物の強化にも適合する鉄筋コンクリートの建築物から鉄骨構造の建築物へのシフトが進むことにより、ワイヤーメッシュ及び鉄筋加工製品の販売量が減少し、それに伴う価格競争の激化が、適正利潤の確保をさらに困難な状況にすることが懸念され、近年の急激な輸送コストの上昇とあわせて、当業界及び当社グループにおける課題となっております。

また、短期的には、大都市圏を中心に再開発及び大型イベントに伴うプロジェクト案件の着工並びにオリンピック関連投資後の着工先送り案件に対する新たな建築需要など、民間の商業ビル及び物流倉庫などの民間非住宅部門における堅調な受注は期待できるものの、将来を見越した中長期的な建設投資全体についての見通しは、依然として不透明な状況にあります。

そのため当社グループは、発展性に富み、将来的にもインフラ整備など多くの建設需要が見込まれるベトナムにおいて、新たな市場開拓を目指し事業を展開しておりますが、依然としてワイヤーメッシュの需要及び市場の拡大の進捗が遅く、建設現場における本格的な需要期の到来にはもうしばらく時間を要するため、現在は新たな事業の展開も計画し、着手しております。

このような環境に加え、この度の新型コロナウイルスの感染拡大などが国内外の経済に与える影響により極めて厳しい状況にはありますが、当社グループは未来指向の柔軟な発想をもって、新たな可能性を実現するため設備投資にも積極的に対応し、関連業種との複合的なタイアップにより、マーケットや顧客ニーズに叶う製品開発や複合的なサービスを提供しつつ、今後とも建築構造物の安全と安心を支えながら、当社グループとして「あるべき姿」を追求してまいります。

そのため、当社グループは、以下の4つの施策を優先課題と位置づけ、経営成績及び企業価値の向上に努めてまいり所存であります。

- ① 生産性の効率化によるコスト構造の改革
- ② 将来を見据えた設備投資による製品供給体制の再構築
- ③ 人員の適正配置と人材育成による顧客サービス力の向上
- ④ I T活用による経営の効率化

今後も当社グループは、経営の透明性と公平性の確保に努め、コーポレートガバナンス体制の充実に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、建材製品の専門メーカーとして、土木建築用資材の製造、販売を営んでおり、他社商品の仕入、販売も行っております。

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

##### ① 当社の営業所及び工場

事業所名	営業内容	所在地
本社	—	大阪府四條畷市
関東事業部	営業部・千葉工場	千葉県白井市
中部事業部	営業部・愛知工場	愛知県岡崎市
関西事業部	営業部・奈良工場	奈良県生駒市
	営業部・四條畷工場	大阪府四條畷市
中国事業部	営業部・岡山工場	岡山県瀬戸内市
北九州事業部	営業部・福岡工場	福岡県飯塚市
南九州事業部	営業部・都城工場	宮崎県都城市

##### ② 子会社の営業所及び工場

会社名	営業内容	所在地
住倉鋼材株式会社	営業部・本社工場	福岡県北九州市

## (7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
246名(38名)	6名増(1名減)

(注) 使用人数は就業人員数(グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
213名(31名)	6名増(1名増)	44才6ヶ月	15年4ヶ月

(注) 使用人数は就業人員数(社外から当社への出向者を含む)であり、臨時従業員(準社員及びパートタイマー)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	555,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	424,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 22,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 6,400,000株  |
| ③ 株主数         | 1,549名      |
| ④ 大株主 (上位11名) |             |

株主名	持株数	持株比率
東洋物産株式会社	618千株	9.97%
阪和興業株式会社	378	6.09
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	368	5.93
小野建株式会社	368	5.93
北川芳仁	348	5.61
細川幸祐	320	5.16
トーアミ従業員持株会	192	3.10
北川恵以子	190	3.06
田中真知子	125	2.01
北川麻理子	115	1.86
佐々木裕紀子	115	1.86

(注) 当社は、自己株式195,451株を保有しておりますが、表記しておりません。

なお、上記の持株比率は、発行済株式の総数から当該自己株式数を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北川 芳 仁		
取締役会長	北川 芳 徳		
常務取締役	服部 利 昭	管理本部長	
取締役	佐々木 利 昭	北九州事業部長 兼 南九州事業部長	
取締役	下 田 修 一	海外事業推進	SMC TOAMI LLC 社長
取締役	木 村 芳 博		
取締役 (常勤監査等委員)	吉 川 保		
取締役 (監査等委員)	林 秀 春		林秀春税理士事務所 税理士 株式会社シマブンコーポレーション 社外監査役 株式会社フジデン 社外監査役
取締役 (監査等委員)	近 藤 正 和		エスリード株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 木村芳博氏及び取締役 (監査等委員) 林 秀春氏並びに近藤正和氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 林 秀春氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 近藤正和氏は、金融機関において融資・審査部門の要職を歴任し、長年にわたって企業の経営分析及び再建に関わる幅広い見識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (常勤監査等委員) 吉川 保氏は、20年間にわたり当社の経理部長を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役 木村芳博及び取締役 (監査等委員) 近藤正和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役 (監査等委員) 林 秀春氏の重要な兼職先である林秀春税理士事務所及び株式会社シマブンコーポレーション並びに株式会社フジデンと当社との間には特別の関係はありません。
7. 取締役 (監査等委員) 近藤正和氏の重要な兼職先であるエスリード株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

## ② 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	6名	111,697千円
取締役（監査等委員）	3名	13,200千円
合 計	9名	124,897千円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額として、8,623千円が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、年額2億50百万円以内と決議いただいております。なお別枠で、同株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額20百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

## ③ 社外役員の名活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	木 村 芳 博	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、金融機関出身者の見地から、経営施策等に対する適切かつ積極的な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	林 秀 春	当事業年度に開催された取締役会14回のうち8回に出席し、また監査等委員会においては10回のうち8回に出席し、税理士としての専門的見地及びその他経営全般に関する指導的発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	近 藤 正 和	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また監査等委員会においては10回のうち全てに出席し、法令順守及びコーポレートガバナンス強化の観点から積極的な発言を行っております。

## ④ 社外役員の名報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額	子会社からの役員報酬等
社外役員の名報酬等の総額	3名	8,400千円	－千円

## ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 木村芳博氏及び社外取締役（監査等委員）林 秀春氏並びに近藤正和氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

ネクサス監査法人

② 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18,000千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業として企業倫理や法令遵守の基本姿勢を明確にし、全ての取締役及び使用人が社会の信頼に応えるコンプライアンス体制の維持向上のため、代表取締役社長自身が企業活動の基本であるコンプライアンス精神を遵守し、かつ伝達・啓蒙し、管理本部に内部統制推進部門の責任者として担当取締役を配置しております。
- ・ 担当取締役は、当社及び子会社の内部統制を推進するため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の各委員長として、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築、整備、運用を行うこととしております。

- ・ リスク管理委員会は、リスク管理に関する当社及び子会社に必要な情報を共有し、会社の損失を最小化する活動を統括し、コンプライアンス委員会は、企業倫理やコンプライアンス精神の強化及び向上のため、具体的施策を立案、検討し、両委員会は、重要なものは取締役会に報告し、当社及び子会社の全使用人への教育に努めております。また、監査等委員会及び内部監査室と連携し、問題点等を調査し把握するとともにその改善に努めております。

(反社会的勢力排除に向けた基本方針)

- ・ 当社及び子会社は、反社会的な個人及び団体からの不当要求やそれらに対する利益供与を排除し、毅然として対決していくこととし、仮に反社会的勢力による事案が発生した場合には、管理本部総務部を統括部署として情報を一元化し、組織的に遮断するための体制を整え、グループとして対処いたします。また、社内研修や啓蒙により周知徹底を図ることとしております。さらに、地元警察署との連携を密にするとともに、反社会的勢力と関係遮断を目的とする団体に加盟し、外部情報の収集及び意見交換を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部に統括責任者としての取締役を配置し、情報の厳正管理と保存を行い、また、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務遂行に係る情報の保存及び管理が関連規程に準拠し実施されているかを監査し、必要があれば取締役会に報告しております。また、各取締役は、いつでもこの文書等を閲覧することができます。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 代表取締役社長は、当社の属する業界を含めた将来的な事業環境を展望し、定めた年次経営目標が、業務執行部門の責任者によって確実に遂行されるよう指導、監督し、当該目標達成のための具体的な方針及び重点施策を指示しております。取締役の職務執行は、取締役会の迅速な意思決定に基づき、その責任範囲及び権限に基づき遂行しております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社グループ会社の経営管理及び内部統制については、当社が子会社の自主性を尊重しつつ、適切な管理運営を行い、グループ全体の経営効率と健全性を確保するため、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、都度当社へ報告され、事前協議を行い、承認を得る体制となっております。
- ・ 当社の代表取締役社長は、グループ全体での業務の適正を確保するため、子会社の経営者と常日頃から経営状況に関する十分な協議と情報交換

を行うとともに、当社の取締役等を子会社の取締役及び監査役として派遣し、子会社の取締役の職務執行を監視、監督し、業務執行状況を監査する体制としております。

- ・ 当社及び子会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、迅速かつ必要な初期対応を実施すると同時に、損害及び影響を最小化するための体制を整えております。
  - ・ 取締役会は、適宜グループ管理体制の見直しを行い、監査等委員会及び内部監査室が子会社の監査を実施し、グループ経営の適正な運営が確認できる体制としております。
- ⑤ 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ・ 当社の規模及び監査の実務量から、常時補助部門及び専任の使用人は置かないものとしておりますが、監査等委員会が、職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と協議の上、監査業務を補助する使用人を決定することになっております。
  - ・ 監査補助者である使用人の人事に関しては、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、監査等委員会の指揮命令下に置くものとしております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、いかなる時も当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
  - ・ 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社グループの経営成績や業務遂行に重大な影響を与える法令違反及び定款違反並びに会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかにその事実を監査等委員会に報告するものとしております。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、当該報告を行った者に対して、それを理由とする不利益な扱いをすることは、「内部通報規程」により堅く禁じております。
  - ・ 監査等委員会が調査を必要とする場合には、随時当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役並びに使用人に報告を求めることができ、また、議事録等の情報記録を閲覧できるものとしております。

- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他関係法令並びに内部統制評価基準に従い、内部統制の有効性を評価し、財務報告の体制を整備・運用するとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正措置を行うこととしております。
- ⑧ 監査等委員の職務執行（監査等委員の職務執行に関するものに限る）について生じる費用又は債務処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員である取締役が、職務執行について生じる費用の前払い等の請求、又は支出した費用及び支出した日以後における利息の償還請求、負担した債務の債権者に対する弁済を請求した時は、担当部門において審議のうえ、監査等委員会の職務執行に必要でないと認めた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、当社の定める「取締役会規則」「コンプライアンス規程」「企業倫理規定」「トーアミグループ倫理規範」及び「トーアミグループ・コンプライアンスマニュアル」等に則り行動するとともに、有事対応に備え、「リスク管理規程」「経営危機管理規程」及び「経営危機対応マニュアル」（リスク・マネジメント・ポリシー）に基づき企業リスクを抽出し、それぞれ開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において事案を審議・検討し、重要事項・必要事項に関しては取締役会に報告し対策を講じております。
  - ・ これらは監査等委員会へも報告されると同時に、監査等委員は毎月開催される取締役会にも出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行が法令及び定款に適合していることを監視・監督しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社の取締役及び内部監査室は、取締役会その他の重要な会議ごとに作成される議事録が文書取扱規程に沿って適切に保管・管理され、随時閲覧又はその写しを入手できる体制としております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定時取締役会を毎月及び必要に応じて臨時取締役会が開催され、各議案の審議・決定の他、職務執行が効率的に実施できる状況を確保しております。

- ・ 業績の進捗管理及び重要業務の執行については、担当取締役の他、各事業部長等部門責任者からも随時報告させ、問題の検討を含む業務執行の適正を確保しております。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社の代表取締役社長が、適宜子会社を訪問し、代表取締役相互の定期報告及び情報交換並びに指示伝達を行っている。また、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ることとしております。
  - ・ 子会社の自主性及び独自性を尊重しながら、グループ会社管理規程に基づき適正な運営管理を行うと同時に、コンプライアンス及びリスク管理体制においても共有し、子会社からは随時必要事項の報告を受けております。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・ 当社は、監査の規模等も勘案し専任の監査補助のための従業員は置かないものとしておりますが、必要に応じ本社の管理本部責任者が、監査等委員会の要請により随時熟練した管理本部社員を補助者として配置する体制をとっており、実務にあたっております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員である取締役は、毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査等委員は、取締役会のみならず業務報告会及び各事業部の責任者を委員とするコンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会等の社内会議へも適宜出席し、法令順守に関する事項、リスク抽出に関する事項の他、取締役の業務の執行状況も把握できる体制を確保しております。
  - ・ 本社管理本部責任者は、常時常勤監査等委員である取締役との報告及び情報交換の機会を持ち、業務の執行状況及び発生する諸問題等についても必要に応じ意見を求めております。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、会計監査人から事業年度の監査結果について定期的に報告を受ける他、法令に基づく内部統制システムの整備状況等も確認し、適宜会計監査人から監査状況を聴取しております。



# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>9,404,877</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,825,137</b>
現金及び預金	2,826,140	支払手形及び買掛金	1,878,065
受取手形及び売掛金	3,420,548	短期借入金	1,179,000
電子記録債権	1,051,094	リース債務	17,327
商品及び製品	554,440	未払法人税等	85,881
仕掛品	324,165	賞与引当金	84,487
原材料及び貯蔵品	1,185,891	その他	580,376
その他	44,477	<b>固定負債</b>	<b>679,924</b>
貸倒引当金	△1,880	繰延税金負債	232,090
<b>固定資産</b>	<b>5,695,300</b>	リース債務	120,428
<b>有形固定資産</b>	<b>5,151,913</b>	役員退職慰労引当金	11,530
建物及び構築物	774,984	退職給付に係る負債	57,945
機械装置及び運搬具	534,552	その他	257,930
土地	3,650,352	<b>負債合計</b>	<b>4,505,062</b>
建設仮勘定	179,400	(純資産の部)	
その他	12,624	<b>株主資本</b>	<b>10,632,770</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>42,934</b>	資本金	1,290,800
その他	42,934	資本剰余金	1,211,701
<b>投資その他の資産</b>	<b>500,452</b>	利益剰余金	8,218,703
投資有価証券	244,739	自己株式	△88,434
関係会社長期貸付金	73,072	その他の包括利益累計額	△37,655
退職給付に係る資産	145,218	その他有価証券評価差額金	51,420
その他	77,170	繰延ヘッジ損益	2,825
貸倒引当金	△39,749	為替換算調整勘定	△26,072
		退職給付に係る調整累計額	△65,828
<b>資産合計</b>	<b>15,100,178</b>	<b>純資産合計</b>	<b>10,595,115</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,100,178</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,079,664
売上原価		10,674,584
売上総利益		2,405,080
販売費及び一般管理費		2,113,812
営業利益		291,268
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,873	
受取賃貸料	15,614	
為替差益	47,014	
その他	18,420	97,923
営業外費用		
支払利息	6,882	
売上割引	1,133	
持分法による投資損失	99,230	
貸倒引当金繰入額	33,881	
その他	911	142,039
経常利益		247,152
特別利益		
固定資産売却益	3,250	
収用補償金	66,270	69,521
特別損失		
固定資産除却損	5,852	
投資有価証券評価損	4,930	10,783
税金等調整前当期純利益		305,890
法人税、住民税及び事業税	78,517	
法人税等調整額	11,760	90,278
当期純利益		215,612
親会社株主に帰属する当期純利益		215,612

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度 期首残高	1,290,800	1,211,389	8,096,026	△96,488	10,501,727
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△92,934		△92,934
親会社株主に帰属 する当期純利益			215,612		215,612
自己株式の処分		312		8,053	8,366
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	—	312	122,677	8,053	131,043
当連結会計年度 期末残高	1,290,800	1,211,701	8,218,703	△88,434	10,632,770

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る累計 調整額	その他の 利益累計 額	
当連結会計年度 期首残高	105,650	△1,243	△26,072	△58,053	20,281	10,522,008
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△92,934
親会社株主に帰属 する当期純利益						215,612
自己株式の処分						8,366
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の 変動額(純額)	△54,230	4,069	—	△7,774	△57,936	△57,936
当連結会計年度 変動額合計	△54,230	4,069	—	△7,774	△57,936	73,107
当連結会計年度 期末残高	51,420	2,825	△26,072	△65,828	△37,655	10,595,115

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、住倉鋼材株式会社の1社であります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は、SMC TOAMI LIMITED LIABILITY COMPANYの1社であり、決算日が連結決算日と異なるため、当該関連会社の12月31日現在の財務諸表を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、機械装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～14年

###### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残存保証の取り決めがある場合は、残存保証額を残存価

額)とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。

ヘッジ手段…デリバティブ取引(為替予約取引)

ヘッジ対象…外貨建予定取引、外貨建債務

③ ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債又は資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、当社においては当連結会計年度末に、年金資産の額が退職給付債務の額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「退職給付に係る資産」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主として発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、発生連結会計年度から

費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### （会計方針の変更に関する注記）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社及び連結子会社は、従来、有形固定資産（リース資産除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、機械装置については、当連結会計年度より定額法へ変更しております。

これは、大規模な設備投資計画を契機に、機械装置の使用状況等を検証した結果、その設備投資の効果が長期的かつ安定的に推移することが見込まれるため、設備投資のコストを每期平均的に費用化することが会社の経済的実態をより合理的に反映させることができると判断したためであります。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24,667千円増加しております。

### （連結貸借対照表に関する注記）

#### 1. 担保に供している資産

建物及び構築物	222,351千円
土地	291,970千円
計	514,322千円

上記の物件は、短期借入金 160,000千円の担保に供しております。

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,571,646千円

### （連結株主資本等変動計算書に関する注記）

#### 1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	6,400,000	—	—	6,400,000

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	46,400	7.50	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	46,534	7.50	2019年9月30日	2019年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2020年6月26日開催の第81回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	46,534	利益剰余金	7.50	2020年3月31日	2020年6月29日

### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金の一部には、原材料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用してヘッジ取引を目的とした為替予約取引を行っております。

また、デリバティブ取引は「デリバティブ取扱規程」に沿って、実需の範囲で行うこととしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「4. 会計方針に関する事項」に記載されている「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	2,826,140	2,826,140	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,420,548	3,420,548	—
(3) 電子記録債権	1,051,094	1,051,094	—
(4) 投資有価証券	244,739	244,739	—
(5) 関係会社長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	79,605	79,605	—
(6) 支払手形及び買掛金	(1,878,065)	(1,878,065)	—
(7) 短期借入金	(1,179,000)	(1,179,000)	—
(8) 未払法人税等	(85,881)	(85,881)	—
(9) リース債務 (1年内返済予定を含む)	(137,755)	(137,755)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式は取引所の価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金(1年内回収予定を含む)

変動金利のため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務(1年内返済予定を含む)

リース債務の時価については、支払利子込法により算定していることから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、注記は省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,707円64銭
2. 1株当たり当期純利益	34円78銭



# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,484,883</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,485,840</b>
現金及び預金	2,789,247	支払手形	10,491
受取手形	962,206	買掛金	1,554,458
電子記録債権	826,218	短期借入金	240,000
売掛金	2,116,819	リース債務	17,327
商品及び製品	491,086	未払法人税等	82,528
仕掛品	301,870	未払金	194,969
原材料及び貯蔵品	954,714	未払費用	125,985
その他	43,500	預り金	3,785
貸倒引当金	△781	賞与引当金	71,900
		その他	184,394
<b>固定資産</b>	<b>4,475,891</b>	<b>固定負債</b>	<b>429,100</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,739,506</b>	繰延税金負債	50,742
建物	707,460	リース債務	120,428
構築物	19,626	その他	257,930
機械及び装置	339,892	<b>負債合計</b>	<b>2,914,940</b>
車両運搬具	4,938	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具及び備品	11,531	<b>株主資本</b>	<b>9,991,589</b>
土地	2,476,657	資本金	1,290,800
建設仮勘定	179,400	資本剰余金	1,211,701
<b>無形固定資産</b>	<b>40,736</b>	資本準備金	1,205,879
ソフトウェア	26,670	その他資本剰余金	5,821
その他	14,065	<b>利益剰余金</b>	<b>7,577,522</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>695,648</b>	利益準備金	128,430
投資有価証券	244,739	その他利益剰余金	7,449,092
関係会社株式	104,000	別途積立金	6,500,000
関係会社長期貸付金	84,915	繰越利益剰余金	949,092
前払年金費用	240,099	<b>自己株式</b>	<b>△88,434</b>
その他	73,485	評価・換算差額等	54,245
貸倒引当金	△51,592	その他有価証券評価差額金	51,420
		繰延ヘッジ損益	2,825
<b>資産合計</b>	<b>12,960,775</b>	<b>純資産合計</b>	<b>10,045,834</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>12,960,775</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		11,491,187
売 上 原 価		9,354,293
売 上 総 利 益		2,136,894
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,861,536
営 業 利 益		275,357
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,873	
受 取 賃 貸 料	13,219	
為 替 差 益	47,014	
そ の 他	17,295	94,402
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,443	
売 上 割 引	1,133	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	45,723	
そ の 他	702	50,003
経 常 利 益		319,756
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,250	
収 用 補 償 金	66,270	69,521
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,668	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,930	
出 資 金 評 価 損	182,432	193,032
税 引 前 当 期 純 利 益		196,245
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	75,165	
法 人 税 等 調 整 額	14,233	89,398
当 期 純 利 益		106,846

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,290,800	1,205,879	5,509	1,211,389	128,430	6,500,000	935,180	7,563,610
当 期 変 動 額								
自己株式の処分			312	312				
剰余金の配当							△92,934	△92,934
当期純利益							106,846	106,846
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	312	312	—	—	13,911	13,911
当 期 末 残 高	1,290,800	1,205,879	5,821	1,211,701	128,430	6,500,000	949,092	7,577,522

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△96,488	9,969,311	105,650	△1,243	104,407	10,073,718
当 期 変 動 額						
自己株式の処分	8,053	8,366				8,366
剰余金の配当		△92,934				△92,934
当期純利益		106,846				106,846
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△54,230	4,069	△50,161	△50,161
当期変動額合計	8,053	22,277	△54,230	4,069	△50,161	△27,883
当 期 末 残 高	△88,434	9,991,589	51,420	2,825	54,245	10,045,834

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (継続企業の前記に関する注記)

該当事項はありません。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

###### ① 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

##### デリバティブ

時価法を採用しております。

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、機械及び装置については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 7年～47年

機械及び装置 2年～10年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は、残価保証額を残存価額）とする定額法を採用しております。

##### (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末において、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超えているため、当該超過額を投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は、次のとおりであります。

ヘッジ手段 ……デリバティブ取引（為替予約取引）

ヘッジ対象 ……外貨建予定取引、外貨建債務

### (3) ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、事業年度末において、個々の取引ごとのヘッジの有効性の評価をしておりますが、ヘッジ対象になる外貨建取引と為替予約取引について、通貨・金額・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジの有効性が極めて高いことから評価を省略しております。

## 7. その他計算書類作成のための基本となる事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、有形固定資産（リース資産除く）の減価償却方法について、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しておりましたが、機械及び装置については、当事業年度より定額法へ変更しております。

これは、大規模な設備投資計画を契機に、機械及び装置の使用状況等を検証した結果、その設備投資の効果が長期的かつ安定的に推移することが見込まれるため、設備投資のコストを毎期平均的に費用化することが会社の経済的実態をより合理的に反映させることができると判断したためであります。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12,852千円増加しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産

建物	222,351千円
土地	291,970千円
計	514,322千円

上記の物件は、短期借入金 160,000千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,737,526千円

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は、次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権	52,845千円
(2) 長期金銭債権	84,915千円
(3) 短期金銭債務	18,743千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

(1) 営業取引高	
① 売上高	107,615千円
② 仕入高	90,029千円
(2) 営業取引以外の取引高	3,431千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	213,251	—	17,800	195,451

普通株式の自己株式の株式数の減少17,800株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	22,015千円
未払社会保険料	3,487千円
貸倒引当金	16,036千円
未払役員退職慰労金	81,773千円
ゴルフ会員権評価損	22,107千円
たな卸資産評価損	2,632千円
減損損失累計額	568,247千円
出資金評価損	55,860千円
その他	15,526千円
小計	787,688千円
評価性引当額	△740,971千円
繰延税金資産計	46,716千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△22,693千円
前払年金費用	△73,518千円
その他	△1,246千円
繰延税金負債計	△97,458千円
繰延税金負債の純額	△50,742千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

関連会社の長期貸付金に対し、45,723千円の貸倒引当金を繰り入れ、同額の貸倒引当金を計上しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,619円11銭
2. 1株当たり当期純利益	17円24銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 森田 知之 (印)

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 岩本 吉志子 (印)

業務執行社員 公認会計士 岡本 匡央 (印)

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーアミの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーアミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より機械装置の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。



## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社トーアミ

取締役会 御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 森田 知之 (印)

業務執行社員 公認会計士 岩本 吉志子 (印)

業務執行社員 公認会計士 岡本 匡央 (印)

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーアミの2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は、当事業年度より機械及び装置の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社トーアミ 監査等委員会

常勤監査等委員 吉 川 保 ⑩

監査等委員 林 秀 春 ⑩

監査等委員 近 藤 正 和 ⑩

(注) 監査等委員林秀春及び近藤正和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

＜会社提案：第1号議案から第3号議案まで＞

### 第1号議案 剰余金の処分の件

第81期の期末配当につきましては、株主の皆様への適正な利益還元を重視しながら、経営体質の強化及び将来の事業展開を総合的に勘案し、安定した配当を維持するため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき7円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、46,534,118円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会より、決定手続き及び内容は相当であるとの報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	北川 芳 仁 (1969年8月8日生)	2001年 8月 当社入社 2008年 6月 当社取締役 2010年 6月 当社常務取締役 2011年 4月 当社関西事業部長 兼 中国事業部長 2013年 6月 当社代表取締役社長 (現任)	348,196株
	[取締役候補者の選任理由] 北川芳仁氏は、代表取締役社長としての実績を積み、溶接金網業界の将来を見据えながら、メーカーとしての体質改善及び差別化を図るための設備投資にも積極的に取り組み、経営の効率化及び企業価値の向上に向け独自の経営施策を実行しており、当社グループのリーダーとして十分に適任であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
2	北川芳徳 (1941年8月25日生)	1963年 5月 当社入社 1973年10月 当社取締役 1980年10月 当社代表取締役社長 2013年 6月 当社代表取締役会長 2018年 4月 当社取締役会長 (現任)	22,300株
	<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>北川芳徳氏は、永年当社の代表者としてグループ全体をけん引すると同時に、当業界全体のリーダーとしても豊富な経験及び見識を持ち、当社の取締役会長として社長を支えていく立場であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
3	佐々木利昭 (1967年12月25日生)	1995年12月 当社入社 2008年 6月 当社取締役 (現任) 2011年 4月 当社中部事業部長 2013年 5月 当社中国事業部長 2013年 6月 当社関西事業部長 2015年 4月 当社海外事業推進 SMC TOAMI LLC 社長 2017年 4月 当社北九州事業部長 兼 南九州事業部長 (現任)	4,600株
	<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>佐々木利昭氏は、当社役員の中でもベトナムの合弁事業をはじめ、全事業拠点の責任者を歴任した幅広い経験及び見識を有しており、現在は九州地区における更なる基盤の強化に努めていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
4	下田修一 (1964年11月20日生)	1989年 9月 当社入社 2016年 4月 当社北九州事業部長 兼 南九州事業部長 2017年 4月 SMC TOAMI LLC 社長 (現任) 2018年 6月 当社取締役 (現任) 当社海外事業推進 (現任) (重要な兼職の状況) SMC TOAMI LLC 社長	11,200株
	<p>[取締役候補者の選任理由]</p> <p>下田修一氏は、当社の営業部門における十分な実績及び経験を有し、現在ベトナムの合弁企業の社長として、東南アジアをはじめとする今後期待される新たなマーケットの開拓及び成長戦略の推進役としての重責を担っていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 社数
5	※ ふる た たか ひさ 古 田 貴 久 (1966年3月9日生)	2017年 1月 株式会社りそな銀行 鶴橋支店長 2019年 1月 当社出向 管理本部総務部長 2020年 1月 当社管理本部総務部長 (現任)	0株
	[取締役候補者の選任理由] 古田貴久氏は、従前の金融機関における業務経験から、事業経営及び管理業務全般に関する十分な知見を有し、現在は管理本部総務部門の責任者として、当社における内部統制システムを含むリスク管理及びコンプライアンスに関する運営体制の維持・強化に努めており、業務執行者としても適任であることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
6	※ う つ み じ ろ う 内 海 二 郎 (1954年4月5日生)	2002年11月 株式会社大和銀行 (現株式会社りそな銀行) 桜川支店長 2007年 8月 株式会社船井興産 執行役員 2019年 8月 岡安証券株式会社 奈良王寺支店部長 (現任)	0株
	[社外取締役候補者の選任理由] 内海二郎氏は、永年の金融機関勤務において多くの企業及び経営者と接し、財務面及び経営面での支援及び育成に携わってきた経験を有し、また前勤務企業においては経営資源の管理及び運用業務を、現職においては証券市場での業務に従事するなど、幅の広い経験及び知見を有しており、客観的な意見及び提言をいただくと共に、社外取締役として業務執行に関する監視機能の役割は十分に果たしていただけるものと判断し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の候補者であります。
3. 候補者 内海 二郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者 内海 二郎氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 候補者 内海 二郎氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役林 秀春氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会より同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
藤木 晴彦 (1949年3月17日生)	2007年 7月 豊能税務署長 2008年 7月 同税務署退官 2008年 8月 藤木晴彦税理士事務所 開業 (重要な兼職の状況) 藤木晴彦税理士事務所 税理士	0株
[監査等委員である社外取締役候補者の選任理由] 藤木晴彦氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、税理士として幅広く税務に精通しており、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 候補者 藤木 晴彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 藤木 晴彦氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 候補者 藤木 晴彦氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 候補者 藤木 晴彦氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## ＜株主提案：第4号議案から第7号議案まで＞

第4号議案から第7号議案までは、株主様（1名）からのご提案によるものです。

なお、提案株主の有する議決権の数は3,200個です。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

以下、各議案の件名、提案内容及び提案理由は、議案の番号を変更したことを除き、提案株主から提出された議案提案書の原文のまま、提案された順に記載しております。

### 第4号議案 定款の新設の件

#### （1）役員報酬

役員報酬は当期純利益の10%以内とする。

理由 当社は経常赤字、純利益がマイナスでも役員報酬が支払われる間違い、株主への配当総額より役員報酬が高額である間違いを正す。役員報酬は当期純利益の10%以内とし、役員は純利益を向上させることにより報酬を得る。

#### （2）役員退職慰労金制度の不採用

役員退職金制度は不採用とする。

理由 平成7年の上場時の株価は1410円に対して令和2年4月24日終値は369円に低迷し1株当たりの純資産の26.1%の評価しかされていません、上場時から令和2年3月期に至るまで、取締役の経営判断の誤り、能力の欠如が明らかである。よって定款に役員退職慰労金制度の不採用を定め、積立済みの役員退職慰労金は支給しない。

#### （3）譲渡制限付株式報酬制度の不採用

譲渡制限付株式報酬制度は不採用とする

理由 譲渡制限付株式報酬制度は株主総会にて承認されたが、赤字決算であっても譲渡制限付株式報酬を各取締役に割り当てており制度設計に不備がある。当社取締役は減損処理、下方修正、純資産の減少を繰り返しており、株主総会にて選任されているが、上場企業の取締役として利益を計上する能力が欠如している。よって譲渡制限付株式報酬制度は不採用とする。

#### （3）役員定年

役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けない。

理由 当社は上場企業であり経常黒字を継続して上げることを目的としている。加齢による経営判断の誤り、経常赤字、業績の下方修正、純資産の

減少を繰り返す愚行を防ぐため、定款に役員定年は65歳の誕生日を含む決算期末までとし、役員経験者の名誉職、顧問職は設けないと定める。

### (当社取締役会の意見)

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

本議案は今年の定時株主総会において提出され否決された提案と同じ内容及び同じ理由によるものであり、以下にお示しする当社取締役会の意見につきましても昨年と同じ主旨に基づくものです。

#### (1) 役員報酬

当社は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額2億5000万円以内、うち社外取締役分は年額2000万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額3000万円以内とすることをご承認をいただいております。現在の役員報酬制度は、各取締役が担当する役割及び業務執行の内容並びにその遂行状況を精査しつつ、その範囲内において合理的かつ適正な報酬配分を実施し運営されております。

従いまして、株主様の意思を反映させた適切な報酬額と考えており、本議案で提案された定款の新設は不要と考えております。

#### (2) 役員退職慰労金制度の不採用

当社の役員退職慰労金制度は、2017年4月20日開催の取締役会決議をもって既に廃止されており、同年6月29日開催の第78回定時株主総会におきましても、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金の打切り支給についてご承認いただいております。

従いまして、本議案において提案された定款の新設は不要であると考えております。

#### (3) 譲渡制限付株式報酬制度の不採用

当社は、2017年6月29日開催の第78回定時株主総会において、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬についてのご承認をいただいております。

本制度は株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価の下落を含めた変動リスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値の向上に貢献するためのインセンティブを与えることを目的とした制度であり、譲渡制限期間満了前に、任期満了または定年その他正当な事由によらず退任した場合、会社が当該株式を無償取得することとしており、将来においても、有能な人材の流出を防止する効果も期待できるものです。

従いまして、本議案において提案された定款の新設は不要と考えております。

### (3) 役員定年

当社は、役員の定年を定めた「役員の定年に関する内規」に従い、取締役会において当該役員の定年延長に関する経営上の必要性、妥当性等を十分に審議し、合議により決定しており、役員の年齢のみを基準とする定款への規定新設は必要ないものと考えております。

なお、定年後の役員に対し業務を委嘱する場合、永年培った能力、経験、実績等から、実務に則し、後進の育成等にも有用かつ必要であると判断する場合のみ委嘱をするものであり、名誉職等に該当するものではありません。

(注) 株主様からの提案書面を原文のまま引用したため、項番(3)が2か所あります。

### 第5号議案 剰余金の処分の件

令和2年3月期の期末配当につきましては、期末配当1株につき22円50銭を提案いたします。

理由 平成7年の上場時の株価は1410円に対して令和2年4月24日終値は369円に低迷し1株当たり純資産1705円(令和元年12月末)の21.6%の評価しかされていません。半期配当1株につき7円50銭に期末配当1株につき22円50銭を加えて年間30円配当とし、配当政策により株式市場における当社の評価を向上させ、株主全員の利益とします。

配当財産の種類

金銭といたします

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき22円50銭といたします。

なお、この場合の配当総額は139042350円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

令和2年6月株主総会翌日といたします。

### (当社取締役会の意見)

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、長期にわたり株式を保有いただいている多くの株主様に対して、安定配当の維持及びその向上に努めることが共通の利益に資するものと考えており、急激な事業環境の悪化により業績不振に陥った状況におきましても、この基本方針を貫く配当政策を実行してまいりました。

今後につきましても、将来における機動的経営投資と財務体質の健全性とのバランスに配慮しながら、株主の皆様への利益還元を大前提に、安定した配当政策の実施を心掛けてまいります。

## 第6号議案 取締役2名解任の件

### (1) 北川芳徳取締役解任

平成7年の上場時の株価は1410円に対して令和2年4月24日終値は369円に低迷し1株当たり純資産の26.1%の評価しかされていません。

株主として当社の業績、発表を検査すると平成23年3月期に特別損失として連結で減損損失28億65百万円1株当たり458.60円の損失を計上。平成27年11月9日、業績予想の修正にて連結売上高15億円の減少を発表。平成28年4月25日、純利益は増加させたが、さらに連結売上高5億円の減少を発表。平成28年11月7日、業績予想の下方修正を行い平成29年3月期通期連結業績予想は売上高137億円から25億円減少の112億円と発表。

平成30年3月28日、特別損失及び特別利益の計上に関するお知らせにて、一部の事業所で収益性の低下が見られたため、財務健全性の観点から資産評価を実施したことにより、当社保有の固定資産の帳簿価格を時価まで減額し、減損損失2億21百万円を特別損失に計上する予定です。と発表した。

平成31年2月8日、平成31年3月期第3四半期決算短信にて、当第3四半期連結会計期間末の純資産は105億62百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億95百万円減少しましたと発表した。

広く一般から出資され、業績を向上させなければならない上場企業の取締役としての職務を執行できず、長年にわたる経営判断の誤り、能力の欠如が明らかである。よって、取締役を解任する。

### (2) 林秀春取締役解任

平成30年1月5日、株主による総勘定元帳の閲覧を実施した結果、取締役不適格と判断する。

科目現金 2017年6月29日 交際費10000円 株主総会出席 車代 林取締役

他の社外取締役2名は 諸口 で公共交通機関利用額が記載され正しく会計処理されている。当社へは電車、バスを利用して株主総会に出席できるが、取締役がタクシーを利用した場合にも領収書にて交通費（諸口）として計上できる。しかし林取締役は領収書決済を行わず、現金10000円を受取り、当社は 科目現金 2017年6月29日 交際費10000円 株主総

会出席 車代 林取締役 と交際費に計上した。取締役（監査等委員）が領収書を提出せず現金10000円を受取る、当社は取締役（監査等委員）に渡した現金10000円を交際費として計上する、この間違いを取締役（監査等委員）が総勘定元帳を検査せず修正しない、または検査はしても取締役（監査等委員）としての職務執行能力が欠如し修正できていない。平成30年6月の株主総会時点で修正しておらず取締役を解任する。

#### （当社取締役会の意見）

取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は昨年の定時株主総会において提出され否決された提案と同じ内容及び同じ理由によるものであり、以下にお示しする当社取締役会の意見につきましても昨年と同じ主旨に基づくものです。

北川芳徳氏につきましては、永年にわたり当社グループの事業を指揮してきた実績を有し、そこで培った経験及び能力について十分に勘案し、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」において、取締役候補者といたしており、同氏を解任する理由はないと考えております。

林秀春氏につきましては、税務、経営に関する見識、経験ともに豊富であり、当社のコーポレートガバナンス体制の強化に同氏の指導・助言は極めて有効に機能しており、同氏を解任する理由はないと考えております。

なお、同氏につきましては、本総会をもって辞任する予定です。

また、指摘されている交通費の処理は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して処理されたものと認識しておりますが、指摘の2017年6月の事例以降、同様の処理をした実績はございません。

#### 第7号議案 会計監査人（ネクサス監査法人）解任

林秀春取締役解任理由の当社が当社取締役（監査等委員）に渡した現金10000円を交際費として計上する、この間違いをネクサス監査法人が総勘定元帳を監査していれば修正を指導出来るが出来ていない、平成30年6月の株主総会時、北川芳仁取締役は監査法人が修正の必要なしと回答したと、株主の質問に回答しており、監査法人として職務執行能力欠如が明らかのためネクサス監査法人を解任する。

#### （当社取締役会の意見）

取締役会としては、本議案に反対いたします。



本議案は昨年の定時株主総会において提出され否決された提案と同じ内容及び同じ理由によるものであり、以下にお示しする当社取締役会の意見につきましても昨年と同じ主旨に基づくものです。

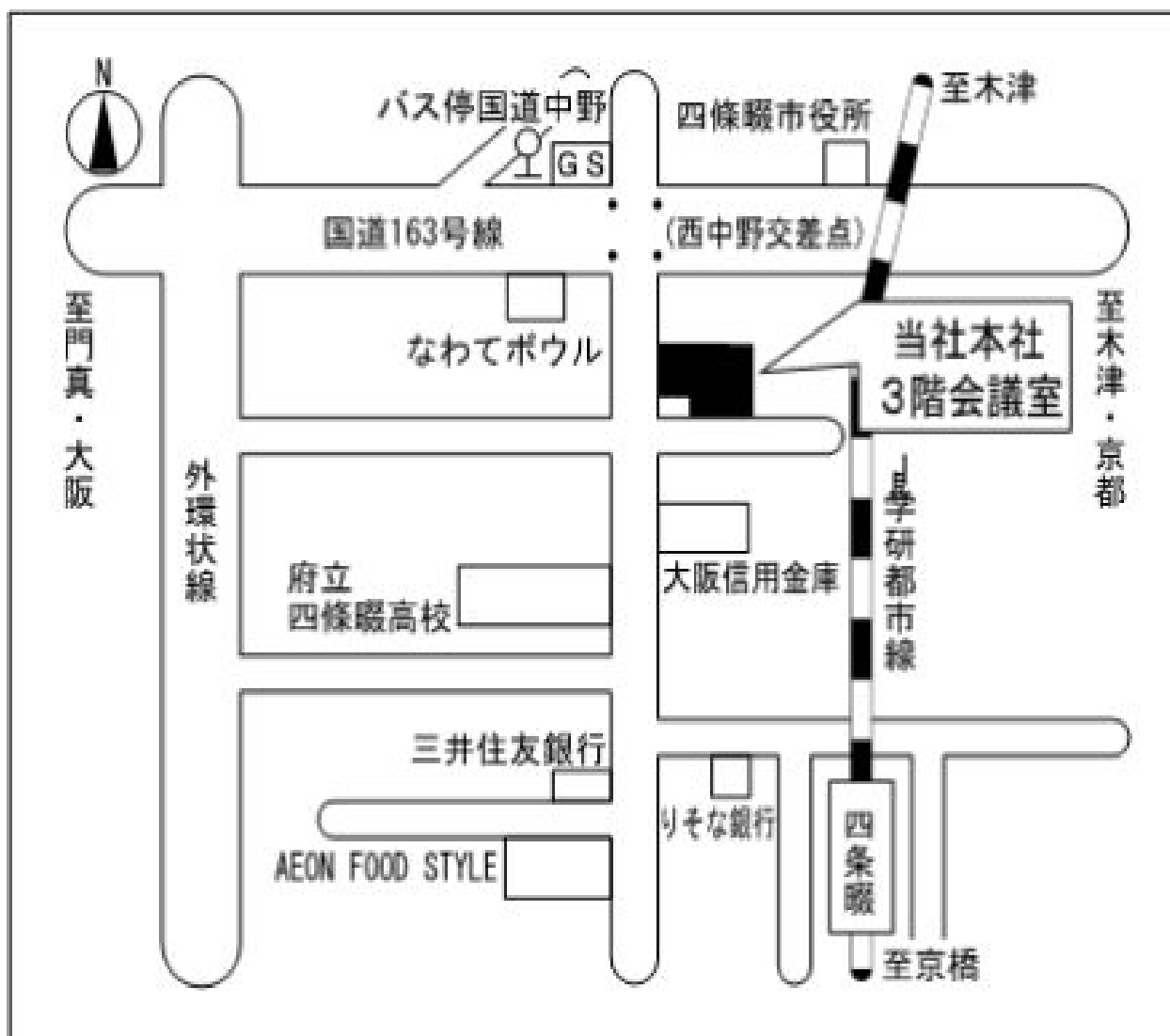
第6号議案の当社取締役会意見として記載したとおり、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して処理されたものと認識しており、また、当社監査等委員会からネクサス監査法人の監査業務は十分な精度が確保され、適正に行われているとの報告もあることから、解任する理由はないと考えております。

以 上

メ モ

## 定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府四條畷市中野新町10番20号  
当社本社 3階会議室  
TEL (072) 876-1121 (代表)



交通 ■ JR学研都市線四条畷駅より徒歩約15分  
■ 京阪電車大和田駅より京阪バス(②③系統)にて  
国道中野下車徒歩約3分